

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのある まちを創る

政策31 まちの地域力を高める

政策32 経済活動を活発にする

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を
活発にする

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を
整える

政策35 平和と人権を尊重する

政策3 1

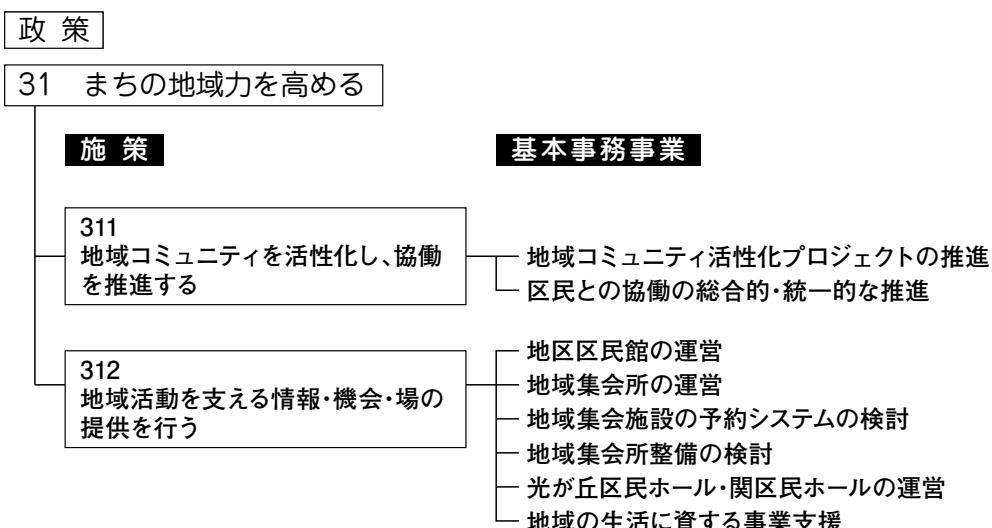
まちの地域力を高める

3

政策の概要

区民の自発性・主体性を尊重しながら、町会・自治会やNPO・ボランティア団体など地域団体への支援を進め、地域コミュニティの活性化を図るとともに、総合的・統一的に区民との協働を推進するための環境を整備し、地域の課題解決に地域で取り組む「まちの地域力」を高めていきます。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策31 まちの地域力を高める

施策31

地域コミュニティを活性化し、協働を推進する

この施策の目標（めざす状態）

地域の課題解決に取り組む多様な活動主体と区、または主体同士が、それぞれの持ち味を十分に發揮しながら連携・協力して活動し、自分たちの住んでいる地域を自分たちで住み良くするための取組が行われている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

地域では、町会・自治会やP T A、青少年育成地区委員会など、さまざまな地域団体が区と連携して、防犯・防火・防災や環境美化、青少年健全育成などの活動を行っています。また、介護や子育てなど、専門性が必要とされる課題に対しては、N P O・ボランティア団体が自主的・主体的に取り組む活動が活発になってきています。一方、区民の暮らしの基盤となる地域コミュニティについては、人と人とのつながりや地域活動への関心の希薄化が指摘されています。地域課題が多様化する中、より区民満足度の高い豊かなまちづくりを進めるためには、地域コミュニティを活性化し、多様な活動主体との協働を一層進めるための環境を整備していくことが求められています。

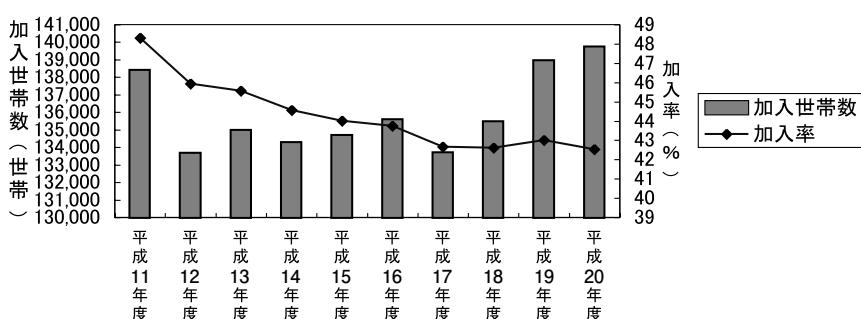
■課題

地域コミュニティの総合的な活動を担う町会・自治会や、専門的活動を担うN P O・ボランティア団体などに対して必要な支援を行うとともに、区民が地域活動に参加しやすい環境を整えていく必要があります。また、区民との協働を推進し、さらに協働事業の質や効果を高めるため、協働についての普及啓発や協働拠点の整備など、協働を進める仕組みについて、総合的・統一的に取り組んでいく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

他自治体においても、地域コミュニティを支援する取組や、行政と多様な活動主体が協働して事業を行う取組が進められています。

図1 町会・自治会の加入世帯数・同加入率の推移



(図1出典：区地域振興課)

この施策で展開する主な事業

<地域コミュニティ活性化プロジェクトの推進>

- ねりま未来プロジェクトの一つである「地域コミュニティ活性化プロジェクト」について、区民の自発性や主体性を尊重しながら進めています。

実施計画33：地域コミュニティ活性化の支援体制の整備

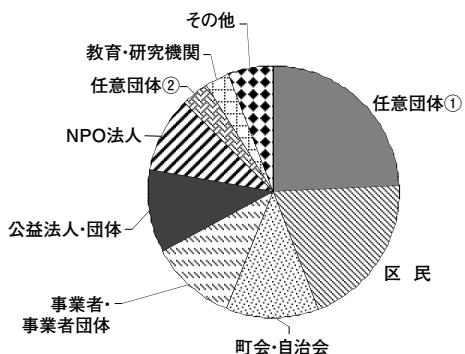
<区民との協働の総合的・統一的な推進>

- 区民と区が協働の意義について、共通の認識をもって活動するために、区民向けのパンフレットを作成するなど、普及啓発に努めます。
- 町会・自治会やNPO・ボランティア団体など、多様な活動主体から自発的に提案された協働事業を実現するための仕組みを構築します。
- 様々な技能や経験をもった人材が、自主的に活動に参加できるような機会や場を提供することなどにより、協働を担う人材育成を図ります。
- 多様な活動主体の活動・交流や地域情報の発信、地域活動についての相談等ができる場を整備します。

実施計画34：区民との協働を総合的に推進するための環境整備

図2 協働の活動主体別の協働事業実施状況

任意団体①	24.2%
区民	20.1%
町会・自治会	11.8%
事業者・事業者団体	11.1%
公益法人・団体	10.7%
NPO法人	9.7%
任意団体②	3.5%
教育・研究機関	3.1%
その他	5.9%



※任意団体①：ボランティア団体、老人クラブ、PTA、環境美化団体等、地域で活動している団体やサークル等

※任意団体②：当該協働事業のために組織した運営協議会等

(図2出典：「区民との協働指針」策定に向けた平成20年度府内検討報告書)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
新たに協働を開始（拡充）した事業数	—	25事業	拡大

（指標と目標値の設定理由）

区が実施している事務事業のうち、協働事業に適した事業について、区民との協働を開始（拡充）した事業数を測定します。年間5事業、5年で25事業の新たな協働をめざします。

政策31 まちの地域力を高める

施策312

地域活動を支える情報・機会・場の提供を行う

この施策の目標（めざす状態）

身近で使いやすい集会施設として地域の特性を活かした施設運営が行われ、地域活動への参加のきっかけづくりや自主的活動の場として十分に活用されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区は、地域団体の活動の場として、また、区民の相互交流の場として、地域集会施設（地区区民館・地域集会所）を設置し、地域活動を側面から支援しています。また、地域集会施設の名称や機能等を見直し、区民館を地域集会所と名称変更したほか、地区区民館と地域集会所の利用方法や利用料金などを統一し、さらに使いやすい施設とするための取組を進めています。

施設の運営については、地域住民が主体的に参加し、地域の特性に応じたさまざまな交流の場と機会が提供できるよう、地域住民からなる運営組織と協働で行い、地域に根ざした施設運営を進めています。

■課題

地区区民館、地域集会所を、地域に根ざしたさらに使いやすい施設とするためには、地域のさまざまな経験や技術をもった人がその力を発揮しながら、自主的・主体的に関わり、地域性豊かな施設運営が行えるよう、地域住民の運営組織と協議を進め、さらに協働を拡大していく必要があります。

また、施設の効率的な利用の観点から、地域住民の利用がない部屋については、他の地域の団体も利用しやすい施設とするための環境整備を進めていく必要があります。

■国・都・他自治体の動向

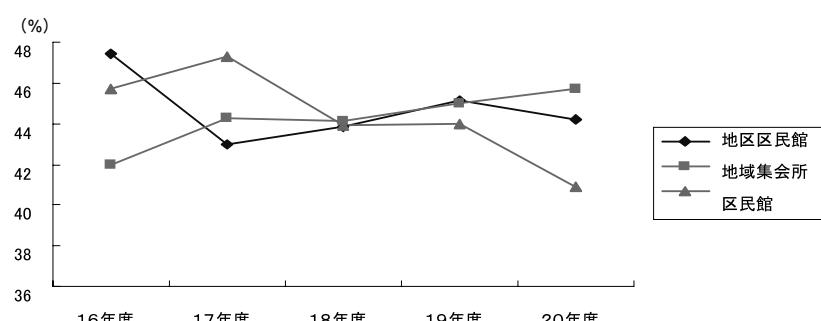
地域コミュニティ施設は他の自治体でも設置されており、地域住民に運営を委ねている自治体も多くなってきています。

表1 地区区民館の運営を協働で
実施している館数

平成18年度	平成19年度	平成20年度
3館	6館	8館

(表1、図1出典：区地域振興課)

図1 地域集会施設の利用率の推移



この施策で展開する主な事業

<地区区民館の運営>

- 地区区民館は、地域に根ざした地域コミュニティ施設として、地域の特性を活かした施設運営を行えるよう、地域住民からなる運営組織と区との協働を推進します。協働を進めるに当たっては、地域性を十分に發揮できるよう、①館で行う事業については、運営組織が主体的に企画・運営を行う、②地域住民が施設運営に関与する、③運営組織と区が役割分担を明確にすることなどを基本とします。

<地域集会所の運営>

- 地域住民に最も身近な集会施設として、地域住民からなる運営組織と区の協働で施設運営を行います。また運営組織がない地域集会所について、地域の皆さんと協議を進め、準備ができた施設から地域住民へ運営を委ねていきます。

<地域集会施設の予約システムの検討>

- 地域集会施設の機能統一化後の利用状況、利用者や運営組織の意見を踏まえながら、インターネットなどを利用した予約受付を検討します。

<地域集会所整備の検討>

- 今後の新たな地域集会所の整備については、練馬区新長期計画（平成18年度～平成22年度）で未整備の状況があることを踏まえつつ、地域集会施設の機能統一化後の利用率などを勘案し、検討していきます。

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
地域住民からなる運営組織と協働で運営されている地区区民館の数	8館	22館	拡大

（指標と目標値の設定理由）

地域コミュニティ施設として、地域の特性を活かした施設運営が実施されているかを測定します。全ての地区区民館で平日の昼間も含めた協働をめざします。

この施策の主な担当組織	区民生活事業本部 産業地域振興部 地域振興課
-------------	------------------------

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのある まちを創る

政策31 まちの地域力を高める

政策32 経済活動を活発にする

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を
活発にする

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を
整える

政策35 平和と人権を尊重する

政策32

経済活動を活発にする

政策の概要

アニメ産業などの練馬区の特徴的な産業や中小企業の経営を支援するとともに、中小企業の勤労者への支援や区民の就労促進を図ります。また、消費者への啓発と消費生活の安全確保にも取り組みます。さらに、都市農地の保全と活用や、魅力的な商店街づくり、地域の魅力を活かした観光事業の推進など、練馬区の個性を活かした経済活動の活性化を図ります。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政策

32 経済活動を活発にする

施策

基本事務事業

321 練馬区の特徴的な産業を支援する

- 地域と共に存したアニメ産業の振興
- 伝統的産業・地場産業の支援

322 中小企業の経営を支援する

- 産業融資のあっせん
- 産業振興の拠点の整備
- 経営安定化への支援
- 産業情報の収集および提供
- 起業・創業への支援
- 後継者育成への支援
- 商工業団体間の連携強化、各種団体への支援

323 中小企業の勤労者への支援

- 就労・雇用の支援
- 勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営

324 消費者の自立を支援する

- 消費者意識の啓発
- 消費者の安全の確保
- 石神井公園区民交流センター(消費生活センター)の運営

325 都市農地を保全し都市農業を支援する

- 都市農地の保全
- 農業経営の安定化
- 農とのふれあいの推進

326 魅力的な商店街づくりを進める

- 商店街活性化事業への支援
- 商店街環境整備への支援
- 商店街組織力強化への支援

327 まち歩き観光を推進する

- 地域の魅力を活かした観光事業の推進
- 練馬まつり・照姫まつり・地区祭の支援

政策32 経済活動を活発にする

施策321

練馬区の特徴的な産業を支援する

この施策の目標（めざす状態）

区内の特徴的産業の事業活動が拡大するとともに、事業者の集積が強化・進展した状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区内のアニメ関連企業は日本国内最大の集積を誇っており、区は平成21年1月に「練馬区地域共生型アニメ産業集積活性化計画」を策定してアニメ産業の振興を図っています。また、練馬大根の沢庵漬けに代表される漬物産業や、東京手描友禅・東京染小紋・和裁などの伝統工芸は区の特徴的な産業となっています。

■課題

近年、区内のアニメ制作スタジオの流出が懸念されているほか、食生活の変化による漬物産業の伸び悩み、伝統工芸の後継者不足や人材育成等の課題があります。

■国・都・他自治体の動向

国や都ではアニメ関連も含めたコンテンツ産業※に対する支援を打ち出しており、横浜市や札幌市などはコンテンツ産業の企業立地促進助成を行っています。

また、国や都は伝統工芸品のPRや人材育成支援を行っています。

表1 国内のアニメ関連企業数 上位10自治体（東京都以外は道府県の企業数）

順位	自治体名	企業数
1	練馬区	94
2	杉並区	75
3	新宿区	44
4	渋谷区	43
5	港区	30
6	西東京市	25
7	中野区	22
8	大阪府	21
9	武蔵野市	20
10	埼玉県	17

*国内全体の企業数は626社であり、そのうち都内は497社である。

(表1出典：「コンテンツ産業の方向性に関する調査研究」
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
(平成19年3月))

▶用語解説

※コンテンツ産業：映画、音楽、放送、アニメ、ゲーム、出版およびキャラクタービジネスなどの様々な情報産業の総称。

この施策で展開する主な事業

<地域と共に存したアニメ産業の振興>

- アニメ産業集積を重点産業として戦略的に強化するとともに、その波及効果により、区内産業全体の活性化を図ります。

実施計画35：アニメ産業の育成・強化

36：アニメ文化の普及による地域経済の活性化

<伝統的産業・地場産業の支援>

- 区の伝統産業である漬物産業と伝統工芸等を引き続きPRし、消費の拡大に向けた支援や優れた技術・作品の紹介を行います。

写真1 ねりたんアニメカーニバル2008



写真2 ねりたんアニメカーニバル2008



写真3 伝統工芸展



写真4 漬物物産展



(写真1,2出典：区商工観光課

写真3,4出典：区経済課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
アニメ関連企業の従業者数（注）	1,980人	2,500人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

「練馬区地域共生型アニメ産業集積活性化計画」に基づき、アニメ関連企業の集積強化に取り組み、アニメ産業の中核都市として進展した度合を測定します。国内最大のアニメ関連企業の集積をゆるぎないものにするため、区内アニメ関連企業の従業者数を2,500人まで増加させることを目標とします。（注：アニメ関連企業が該当する「映像・音声・文字情報制作業」の従業者数を利用）

政策32 経済活動を活発にする

施策322

中小企業の経営を支援する

この施策の目標（めざす状態）

既存産業が安定的に成長を持続するとともに、新たな産業が生まれ、各事業者の収益が拡大し、練馬区の活力を生み出す原動力となっている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

世界同時不況の中、急速な景気後退に陥り、中小企業にとっては、大変厳しい状況が続いています。

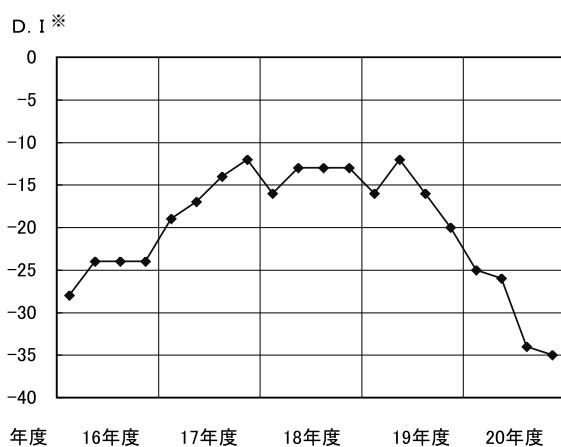
■課題

中小企業の経営安定化に向けて、受注件数の減少や資金調達に苦慮する区内中小企業に対し、経営に関する適切なアドバイスや、より負担の軽い資金調達手段の提供などが強く求められています。また、区内での起業・創業に対する支援や、区内事業者および団体の産業経済活動を総合的に支援するための中核的な拠点整備も必要とされています。

■国・都・他自治体の動向

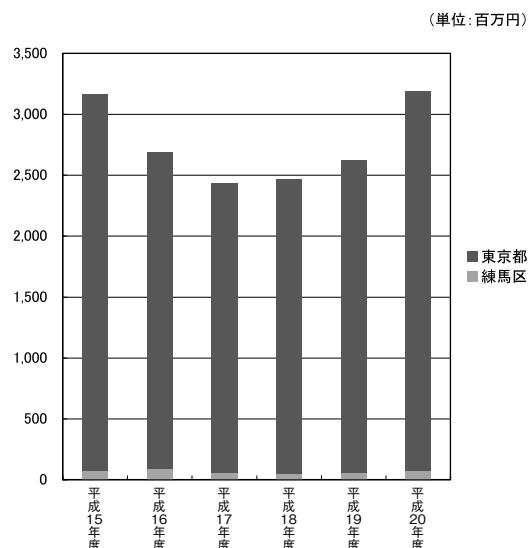
都や他区市も、練馬区同様、低利な制度融資や経営相談などを積極的に行ってています。また、国は政府系金融機関の緊急融資や、信用保証枠の拡大などで資金調達の円滑化を図っています。

図1 練馬区中小企業の景況（四半期ごと）



(図1出典：練馬区中小企業の景況
(社団法人 東京都信用金庫協会調査))

図2 都の倒産件数に占める練馬区の倒産件数の割合（負債額1千万円以上）



(図2出典：(株)東京商工リサーチ)

▶用語解説

※D.I.:Diffusion Index (ディフュージョン インデックス) の略。増加（または「上昇」「楽」など）したと答えた企業割合から、減少（または「下降」「苦しい」など）したと答えた企業割合を差し引いた数値のこと。企業の景況感を表すもの。

この施策で展開する主な事業

<産業融資のあっせん>

- 区内中小企業者およびその団体が必要とする事業資金の融資を金融機関にあっせんし、利子の一部や信用保証料を区が負担します。

<産業振興の拠点の整備>

- 産業振興の中核的拠点として、産業経済活動の活性化に寄与し、区内の事業者や産業経済団体を総合的に支援する（仮称）産業振興会館を整備します。

☞実施計画37：(仮称) 産業振興会館の整備

<経営安定化への支援>

- 専門の相談員（商工相談員）が区民相談所等で中小企業の税務・経営・労務問題の相談に応じます。
- 中小企業診断士が直接事業所に出向き、経営状態の診断や改善策について助言・指導を行います。

<産業情報の収集および提供>

- ねりま産業情報「ペがさす」を発行します。
- 区内中小企業の景況調査を行い、情報を提供します。

<起業・創業への支援>

- 創業に当たって、必要な知識や起業までの手助けとなる、実践的な講座を開催します（創業！ねりま塾）。
- 区内に創業する個人または法人が必要とする事業資金の融資を金融機関にあっせんし、利子の一部を区が負担します。

<後継者育成への支援>

- 中小企業の経営者または後継者等が経営の向上に資する研修を受講する場合に、その経費の一部を補助し、意欲のある次世代経営者の育成と中小企業の振興を図ります。

<商工業団体間の連携強化、各種団体への支援>

- 区内の産業団体、商店会団体および異業種交流団体等が、経済活動の活性化のために行う各種の事業を支援します。

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
都の倒産件数に占める練馬区の倒産件数の割合	2.28%	2.16%	縮小

（指標と目標値の設定理由）

都の倒産件数に占める練馬区の倒産件数割合を測定します。景気後退の中、倒産件数自体は増加することが見込まれますが、過去の数値（平成17年度2.6%、平成18年度2.2%、平成19年度2.4%）を基準に、毎年縮小していくことを目標とし、5年後には0.12%の減をめざします。

政策32 経済活動を活発にする

施策323

中小企業の勤労者と就労を支援する

この施策の目標（めざす状態）

区内中小企業が必要な人材を確保できているとともに、区民の就労が確保されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

世界同時不況の中、急速な景気後退に陥り、企業倒産の増加、失業者の急増などが社会問題となっています。

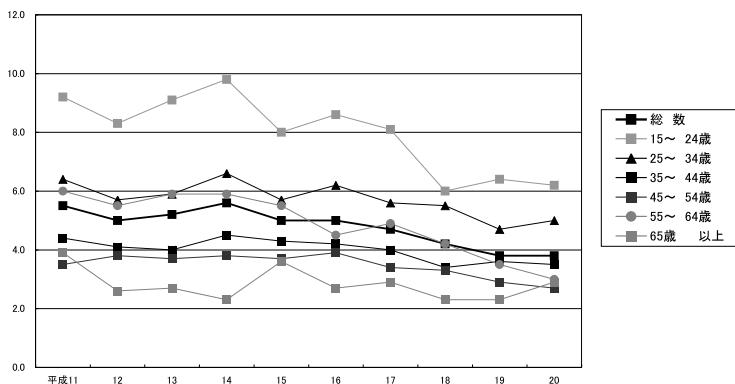
■課題

従業員が10人未満の事業所の数が80%を超える練馬区では、失業や不安定な雇用に対処するため、就労支援や安定した雇用の確保、福利厚生の充実が求められています。特に、若年層について、情報提供や企業に対する雇用支援などを通じて、正規雇用化を推進する必要があります。

■国・都・他自治体の動向

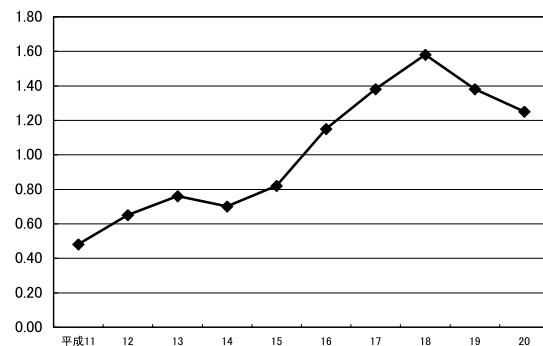
国の「ハローワーク」や都の「東京しごとセンター」などが、緊急雇用対策を含め、就労の紹介、相談、能力開発および情報提供などを実施しています。

図1 都内完全失業率の推移（年齢別）



(図1出典：「東京の労働力」(東京都))

図2 都内有効求人倍率の推移



(図2出典：「月刊東京の産業・雇用就業統計」(東京都))

▶用語解説

※1 ねりまファミリーパック：区内の中小企業に勤めている方および区民のために福利厚生事業を行う団体。

※2 ワークサポートねりま（練馬区地域職業相談室）：ハローワーク池袋の協力により、石神井公園区民交流センター内に開設された職業相談室。求人情報の紹介、検索や職業相談などを受けることができます。

この施策で展開する主な事業

<中小企業の勤労者への支援>

- 中小企業で働く勤労者の方々、人材育成や能力開発の支援や、福利厚生事業の充実に向けた取り組み
ファミリーパック^{*1}によるサービス等の拡充を支援します。

<就労・雇用の支援>

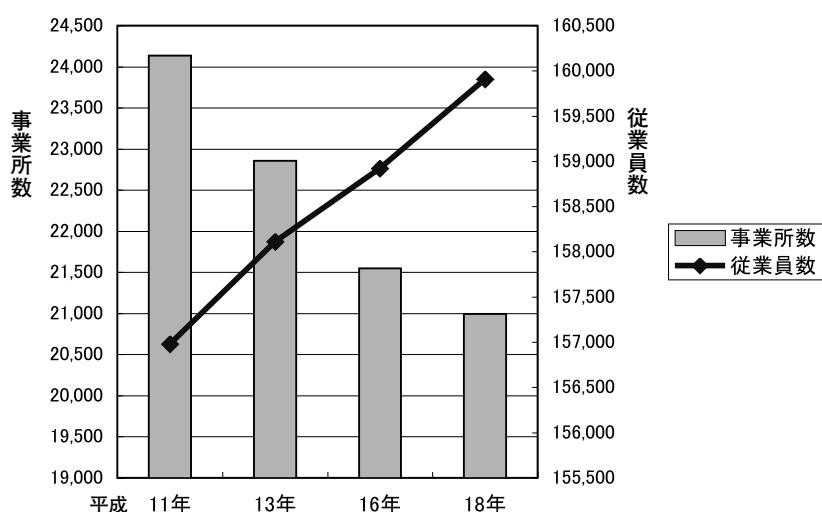
- 区民の就労や区内企業の雇用を支援するため、「ワークサポートねりま^{*2}」と協力して相談や情報提供を行います。

- 若年者の就労を支援するため、就労支援の講座や集団就職面接会を開催します。

<勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営>

- 中小企業で働く勤労者や中高年労働者の心身の健康保持および教養と福祉の向上を図るとともに、勤労に関する相談や情報提供を行うための場を提供します。

図3 区内中小事業所の従業員数（民営事業所）



※ 本調査は5年ごと(13年、18年)、11年、16年は簡易調査

(図3出典：事業所・企業統計調査（東京都）)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区内中小事業所の従業員数	159,909人（18年度）	161,830人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

区内企業の活性化を測定します。雇用情勢が厳しい中、毎年、従業員数が拡大していくことを目標とし、平成18年10月の実績を基準に、平成26年度には1.2%の増をめざします。

政策32 経済活動を活発にする

施策324

消費者の自立を支援する

この施策の目標（めざす状態）

消費者が必要な情報を入手し、それを適切に活用することにより、商品・サービスを主体的に選択し、トラブルに対応できる力を持っている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

高齢者や若者を狙った悪質商法、架空請求や不当請求、インターネット関連の消費者トラブルなど、深刻な被害が後を絶ちません。また、商品の不具合や欠陥による事故、食品の偽装や中毒などにより、安全や表示に対する不安・不信などが強まっています。

■課題

消費者の安全を確保するため、被害防止に向けた対応策や解決方法など、必要な情報の迅速な提供・普及と相談サービスの充実が求められています。そのためには、こうした役割を担う消費生活センターの認知度向上が必要です。

さらに、警察や福祉関係部署などとの連携強化や、小・中学生や高校生などの若年層への啓発が必要です。

■国・都・他自治体の動向

国は消費者庁の設置・関連法規の見直しなどの消費者保護に向けた取組や、独立行政法人・国民生活センターを中心とした情報の収集と発信の迅速化を進めています。

都および他自治体においては消費生活センターの積極的なPRを行い、消費者啓発と相談業務の充実を図っています。

図1 相談件数の推移比較（練馬区と23区）

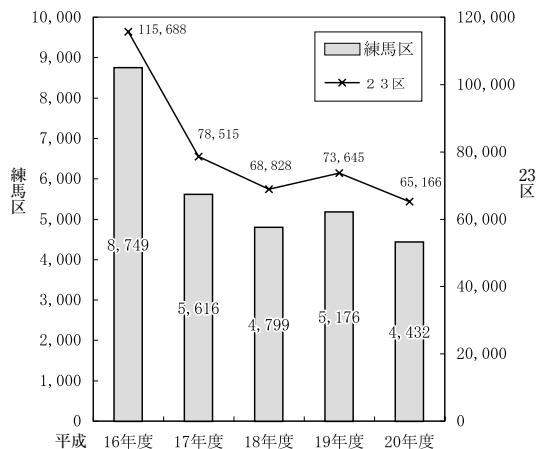
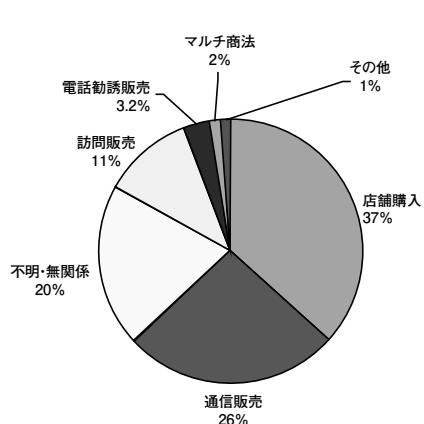


図2 相談に関わる形態別件数と構成比(平成20年度)



※平成16年度の相談件数は、ハガキなどによる架空・不当請求のトラブルが全国で爆発的に増加したことや、高齢者を狙った悪質リフォーム詐欺も表面化したことによって、練馬区においても突出して増大しました。しかし、その後の相談件数は都内23区全体の経過と同様な増減推移を示しています。

(図1,2出典：区経済課)

この施策で展開する主な事業

<消費者意識の啓発>

- 消費生活（くらし）に関わるさまざまなテーマを取り上げ、講座や教室、通信講座、出張講座等を開催し、消費者意識の向上を図ります。
- 消費者だより「ぶりづむ」を発行（年6回）し、消費者トラブルの対処法や暮らしの支援情報および相談事例による啓発情報の提供を行います。

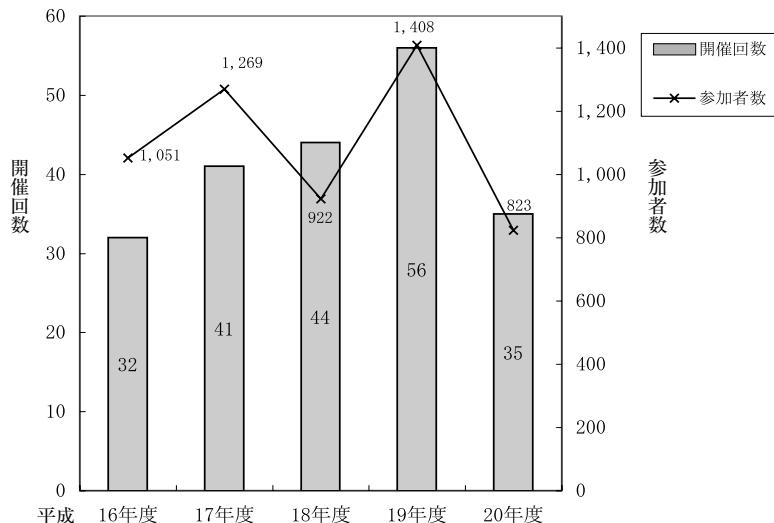
<消費者の安全の確保>

- 消費生活相談を実施し、契約トラブルや不当請求などの解決を図ります。

<石神井公園区民交流センター（消費生活センター）の運営>

- 消費生活センター機能を担う石神井公園区民交流センターの施設の貸出し・維持管理を、指定管理者制度の適正な運用により行います。

図3 消費者講座等の開催回数と参加者数の推移



(図3出典：区経済課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
消費者講座等の参加者数	823人	1,030人	上昇

（指標と目標値の設定理由）

消費生活に关心を持ち、必要な知識を習得できた区民の数を測定します。消費者講座・教室、通信講座、出張講座の内容を吟味し、消費者のニーズに合った講座を実施することで参加者数を増やし、平成20年度の25%増とすることをめざします。

政策32 経済活動を活発にする

施策325

都市農地を保全し都市農業を支援する

この施策の目標（めざす状態）

区内農業者の創意工夫を活かした農業が推進されることにより、農業経営が安定するとともに、区民が気軽に農とふれあい、都市農地・農業の魅力を体験する機会が確保されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

わが国の農業は、安価な輸入農産物の流入や農業の担い手不足など厳しい状況にあります。

また、区内の農地については、相続時の高額な税負担などにより、農地面積の減少が続いている一方で、都市農地は生産機能だけでなく、みどりの保全やヒートアイランド現象^{※1}の緩和、都市住民のレクリエーションの場などの多面的機能が見直されています。

■課題

区内農家の経営安定化を図るための効果的な取組が求められています。

消費地が隣接する都市農業のメリットを活かした地産地消^{※2}の推進や、区民が農とふれあえる機会の拡大を通じて、都市型農業の振興を図る必要があります。

都市農地の保全を図るため、都市農地のもつ多面的機能を強化することが求められています。

■国・都・他自治体の動向

区内農地の保全に関わりの深い都市計画法の見直しが国において進められています。都においては、「10年後の東京」への実行プログラムに基づき、都市農地の保全に取り組んでいます。また、他自治体においても農地の多面的機能に着目した様々な施策を進めています。

図1 農地面積の推移

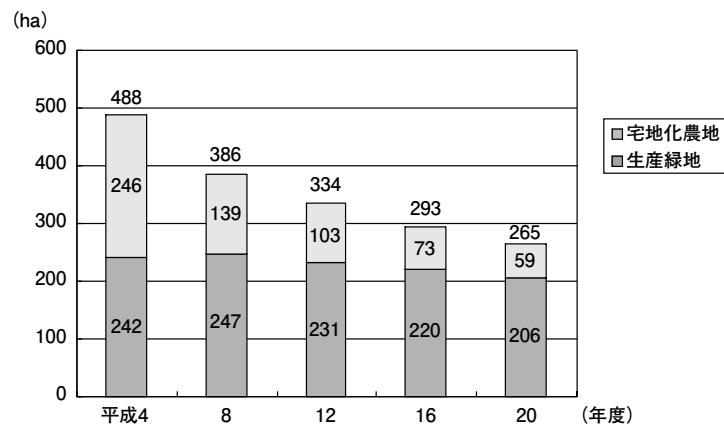
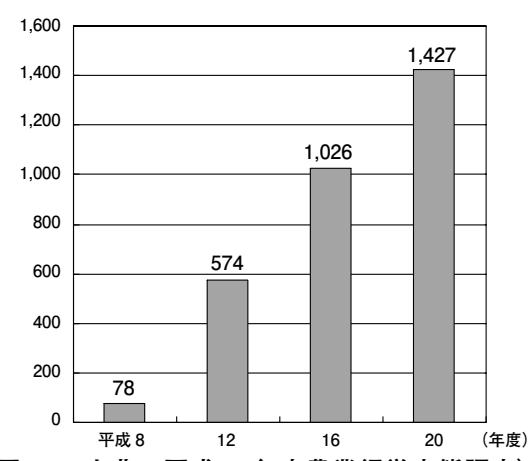


図2 農業体験農園^{※3}区画数の推移



(図1, 2出典：平成20年度農業経営実態調査)

▶用語解説

※1 ヒートアイランド現象：人工熱や都市環境などの影響で、都市域が郊外と比較して高温となる現象。

※2 地産地消：地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。

この施策で展開する主な事業

<都市農地の保全>

○都市農地（市街化区域内農地）を保全するため、都市農地保全推進自治体協議会※4を通じて他自治体と連携しながら国に対して農地関係制度の見直しを要望するとともに、都市農業・農地を活かしたまちづくりを進め、都市農地のもつ多面的機能を強化します。

実施計画38：都市農地の保全

<農業経営の安定化>

○区内農業者が安定した農業を営めるよう、パイプハウス等の生産施設への支援や有機質肥料・減農薬資材等の農業資材を補助します。

実施計画39：都市型農業の振興

<農とのふれあいの推進>

○区民農園や農業体験農園等の開設を通じて、区民が農とふれあえる場を提供し、都市農業・農地に対する理解を深めていきます。

実施計画39：都市型農業の振興

写真1 農業体験農園の様子



(写真1出典：区都市農業課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
農業体験農園の数	14園	20園	拡大

（指標と目標値の設定理由）

農業者の農業経営の安定化、区民と農がふれあうことができる機会を測定します。地域バランスを考慮し、5年間で5園の増設をめざします。

この施策の主な担当組織	区民生活事業本部 産業地域振興部 都市農業課
-------------	------------------------

※3 農業体験農園：区が管理する区民農園・市民農園とは異なり、農家が開設し、耕作の主導権を持って経営・管理している農園で練馬区が発祥の地。利用者は、入園料・野菜収穫物代金を支払い、園主（農家）の指導のもと、種まきや苗の植付けから収穫までを体験できます。

※4 都市農地保全推進自治体協議会：都市農地の保全をめざし、平成20年10月に都内の34自治体が組織。現在38自治体が加入。都市農地保全に関する調査、研究のほか、国および関係団体との情報・意見交換や、国等への要望を行っています。

政策32 経済活動を活発にする

施策326

魅力的な商店街づくりを進める

この施策の目標（めざす状態）

区内の商店街が、区民のだれもが安心して楽しく買い物ができる場となり、にぎわいにあふれる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

商店街では、世界同時不況による急速な景気後退に伴い、消費者の買い控えなど厳しい商環境が続いている。

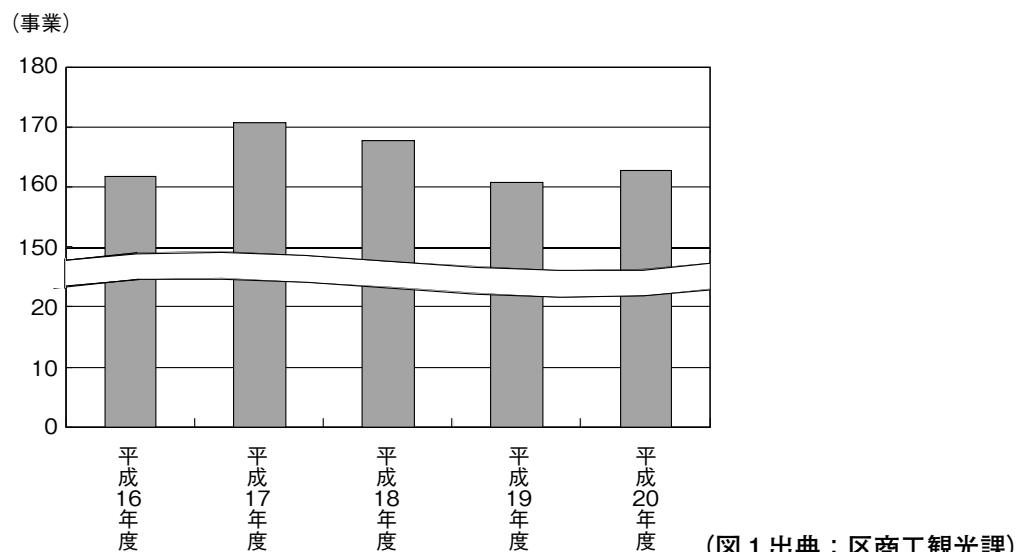
■課題

商店街は、区民の生活を支えるために、便利で魅力的な商品やサービスを提供することが求められています。商店会※は、地域コミュニティを支える団体の一つとして、環境への配慮や、地域の安全・安心対策への貢献、地域住民が参加できる交流活動の実施など、多方面にわたる活動へ活発に取り組むことが期待されています。

■国・都・他自治体の動向

国では、中小企業の活性化と地域経済の再生を重点施策の一つとして位置付けています。都では、東京都産業振興指針（平成19年12月策定）の中で、身近な生活圏を支える商店街の振興を図ることを重点的に推進するとしています。

図1 商店街におけるイベント事業の実施数の推移



▶用語解説

※商店会：小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積した地域である商店街に存在する店舗で組織した団体。

この施策で展開する主な事業

<商店街活性化事業への支援>

○区内商店会が自主的に実施するイベント開催等への支援を行います。

<商店街環境整備への支援>

○区内商店会が自主的に実施する施設整備等への支援を行います。

<商店街組織力強化への支援>

○練馬区商店街連合会や各商店会が実施する、連合会・商店会組織への加入および協力を促進する活動に対し支援を行います。

写真1 中村橋阿波おどり



写真2 チルコロ石神井公園



(写真1,2出典：区商工観光課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
商店街におけるイベント事業の実施数	163事業	178事業	拡大

（指標と目標値の設定理由）

商店街にぎわいを創出するための、商店会の自主的な取組（売り出しやお祭り等）を測定します。区内の全111商店会の8割（89商店会）が1年間に2事業（中元・歳末売り出し等）実施することをめざします。

政策32 経済活動を活発にする

施策327

まち歩き観光を推進する

この施策の目標（めざす状態）

区内外の人々がまちを訪れるることでにぎわいが創出され、地域経済が活性化している状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区では、練馬区観光協会（平成18年設立）とともに、区民参加型のまち歩き観光の振興に取り組んでいます。また、ホームページや観光案内所を活用し、練馬区の魅力を区内外に発信しています。

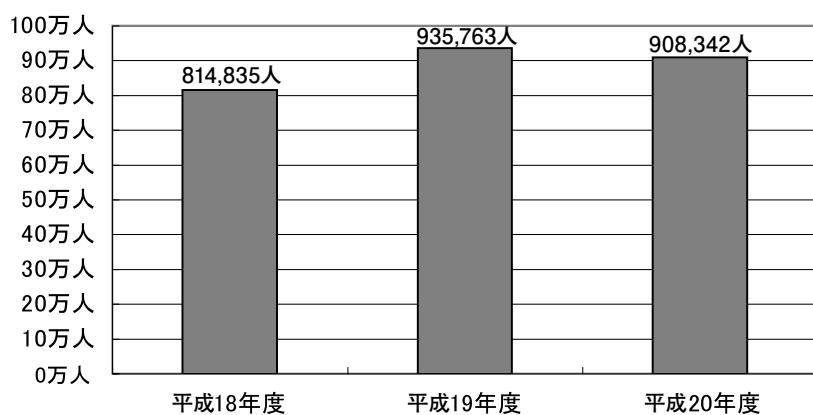
■課題

既存の観光資源・施設の魅力向上や区の特徴的産業であるアニメ、漬物、伝統工芸などの活用により、一層のまち歩き観光の推進を行う必要があります。また、新たな観光資源としての「農」の活用も求められています。

■国・都・他自治体の動向

国は「観光立国」を目標に掲げ、平成20年10月に観光庁を発足し、観光の振興に総合的に取り組んでいます。都は、平成19年3月に「東京都観光産業振興プラン」を策定し、行政・民間事業者・都民が一体となって観光産業振興に取り組むこととしています。

図1 主なまち歩き観光スポットの来場者数



(図1 出典：区商工観光課)

この施策で展開する主な事業

<地域の魅力を活かした観光事業の推進>

○練馬区観光協会への支援を通じ、「アニメ」や「農」などを活用したまち歩き観光の推進を図ります。

<練馬まつり・照姫まつり・地区祭の支援>

○練馬まつり・照姫まつり・地区祭の各実行委員会に支援を行い、地域のにぎわいづくりと地域経済の活性化を図ります。

写真1 観光ガイドイベント



写真2 ねりたんアニメカーニバル



写真3 練馬まつり



写真4 照姫まつり



(写真1～4出典：区商工観光課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
まち歩き観光スポットの来場者数	約91万人	102万人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

まち歩き観光事業の推進状況を測定します。毎年、対前年比2%の増をめざします。

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのある まちを創る

政策31 まちの地域力を高める

政策32 経済活動を活発にする

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を
活発にする

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を
整える

政策35 平和と人権を尊重する

政策33

文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

政策の概要

文化芸術・生涯学習や読書、スポーツなど、区民の多様な活動を支援し、その活性化を図ります。また、区内の文化財や伝統文化を保存し、その継承と活用を図ります。さらに、区内に在住する外国人との交流や、海外の都市との交流などを通じて、多様な文化や社会への理解を広げる活動を促進します。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政策

33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施策

基本事務事業

331

区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

- 文化芸術活動の支援と機会の提供
- 文化芸術施設の運営
- 文化芸術施設の整備
- 生涯学習活動の支援と情報の提供
- 生涯学習施設の運営
- 生涯学習施設の整備

332

読書活動を支援する

- 図書館の運営
- 読書活動の支援と機会の提供

333

スポーツ活動を支援する

- スポーツ活動の支援と機会の提供
- 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- スポーツ施設の運営
- スポーツ施設の整備

334

文化財を保存・活用・継承する

- 文化財の保護・保存
- 文化財の継承と活用

335

多様な文化・社会への理解を進める

- 地域での多文化交流の推進
- 区内在住外国人等の地域活動の推進
- 海外都市との交流の推進

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施策331

区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

この施策の目標（めざす状態）

文化芸術の振興により区民の創造性と感性が育ち、心豊かな生活を送るとともに、区民の活発な生涯学習活動が豊かな地域社会づくりに活かされている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区民の文化芸術、生涯学習への関心は年々高まっており、多様な文化芸術活動や、生涯学習活動を通じて仲間づくりや地域づくりも行われています。また、それらの活動や学習の成果を地域に活かしたいという区民や団体の要望も高まっています。区は、文化に関する条例や生涯学習に関する計画等を定め、このような活動を促進、支援しています。

■課題

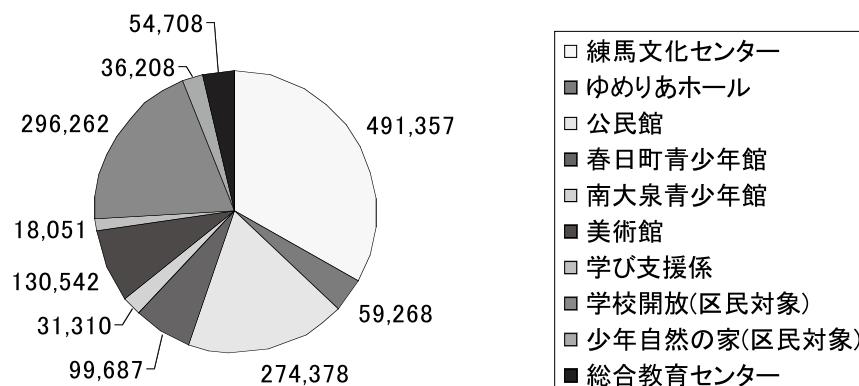
区民が自主的、主体的に文化芸術活動に関わるための環境づくり、練馬区独自の文化的、芸術的な活動や資産を広く紹介し、まちの魅力を高める新たな取組が求められています。また、生涯学習に関する情報の提供や地域での活動の場づくりなどの支援が一層求められています。

■国・都・他自治体の動向

国では、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律や社会教育法等に基づき、生涯学習の振興に取り組んでいます。また、地方分権改革の推進の中で、教育の事務のうちスポーツ・文化に関する教育の事務については首長が管理・執行できるようになっています。

図1 文化芸術、生涯学習施設利用者数および同事業参加者数

(平成20年度：合計1,491,771人)



(図1出典：区生涯学習課)

この施策で展開する主な事業

<文化芸術活動の支援と機会の提供>

- （仮称）文化芸術振興計画の策定、文化芸術施策連絡推進組織の設置、文化芸術に関わる情報の提供などにより、文化芸術活動を支援します。また、区民参加型事業など多様な事業展開を図ります。

実施計画40：文化芸術振興の推進体制の整備

<文化芸術施設の運営>

- 練馬文化センター、大泉学園ゆめりあホールにおいて質の高い舞台芸術の提供や、区民の自主的な文化芸術活動推進のための場の提供を行います。

<文化芸術施設の整備>

- 若者をはじめとする多様な世代が文化芸術活動を行えるよう、活動の場の充実を図ります。
- 練馬区にゆかりのある芸術家・文学学者等の文化芸術資産を収集・保存、公開するための拠点を設置し、運営します。
- 美術館では、日本の近・現代の美術作品を中心に調査、研究および収集を行い、展覧会を開催します。また、講座や、展示室・創作室の貸出を通じて広く区民が美術に触れる機会を提供します。
- 日本的情緒豊かな向山庭園を文化施設として整備します。

実施計画41：文化芸術資産の活用

42：向山庭園の改築

<生涯学習活動の支援と情報の提供>

- さまざまな手段で生涯学習情報を提供し、区民の自主的・主体的な学習活動を支援します。

<生涯学習施設の運営>

- 石神井公園ふるさと文化館では、区ではぐくまれてきた文化の継承および発展を図り、新たな地域文化の創造および観光振興に寄与するための各種事業を行います。（平成22年3月開館）
- 練馬公民館では、寿大学や児童合唱団の運営など幅広い年代の方を対象とした事業を実施します。
- 青少年館では、わかものスタート支援事業、障害者青年学級、児童劇団の運営などを実施します。

<生涯学習施設の整備>

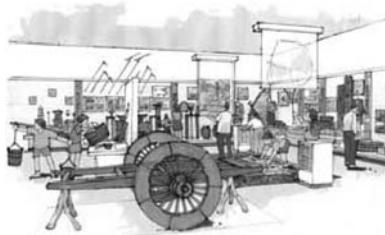
- 総合教育センターの建物を活用して、地域活動を担う人材の育成や生涯学習活動の一層の充実を図るため、（仮称）ねりま区民大学を設置し、運営します。

実施計画43：（仮称）ねりま区民大学の設置

図2 石神井公園ふるさと文化館完成予想図



図3 常設展示室イメージ



（図2,3出典：区生涯学習課）

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
文化芸術・生涯学習施設利用者数および同事業参加者数	1,491,771人	1,800,000人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

区民の文化芸術活動および生涯学習活動の活性化を測定します。平成20年度の状況から25%の増をめざします。

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施策332

読書活動を支援する

この施策の目標（めざす状態）

区民のだれもが読みたい資料を読みたいときに簡単かつ速やかに入手し、読書活動を行っている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

心豊かな生活を送るために、区民の身近な情報拠点として生涯にわたる学習を支援する図書館サービスの充実について、区民のニーズが高まっています。

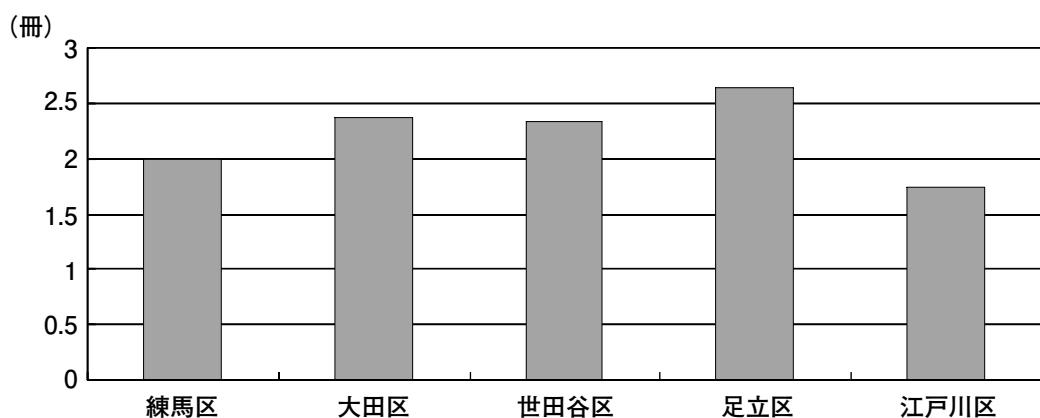
■課題

あらゆる世代の多様化・高度化するニーズに応えるために、蔵書冊数を拡充し、図書館資料の一層の充実を図る必要があります。また、さらなる利用機会の拡大および利便性の向上のため、図書館資料の受取窓口の整備等、読書環境の整備を行う必要があります。

■国・都・他自治体の動向

国は、図書館法や文字・活字文化振興法において、地方自治体に図書館の整備と運営の改善・向上に必要な措置を講ずるよう求めています。都や各区においては、図書館の改修や再編・整備、開館日・開館時間の拡大や情報化の推進等利便性の向上を図るとともに、指定管理者制度導入など、運営の見直しを行っています。

図1 人口が60万人を超える5区における区民1人当たり蔵書冊数



※「平成20年度東京都公立図書館調査」の数値に基づき算出。

(図1出典：区光が丘図書館)

この施策で展開する主な事業

<図書館の運営>

○区民の生涯学習を支援するため、図書館資料を収集・保管するスペースを確保し、蔵書冊数を増やします。

○民間のノウハウを活用し、区民がより利用しやすい図書館運営を行います。

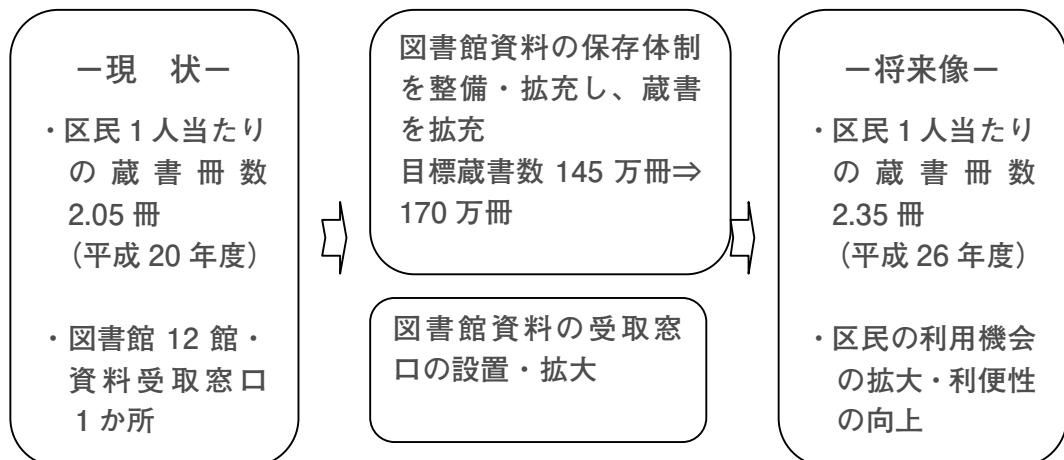
<読書活動の支援と機会の提供>

○区民のより良い読書環境の整備および利便性の向上を図るため、予約された図書館資料の受取窓口を設置・拡大します。

実施計画 44：図書館資料受取窓口の設置・拡大

○子どもや障害者などに対するサービス拡充に取り組みます。

図1 図書館サービスの現状と将来像



(図1出典：区光が丘図書館)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区立図書館の区民1人当たりの蔵書冊数	2.05冊	2.35冊	上昇

(指標と目標値の設定理由)

区民1人当たりの蔵書冊数から、図書館資料の充実度を測定します。練馬区と人口が同規模の区（4区）の水準までの引き上げをめざします。

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施策333

スポーツ活動を支援する

この施策の目標（めざす状態）

区民のだれもが、「いつでも どこでも いつまでも」スポーツ^{※1}に親しみ、心豊かで健康な生活を楽しんでいる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区民のスポーツと健康づくりに対するニーズが高まっており、区立スポーツ施設の利用者数やスポーツ事業参加者数は高水準で推移しています。また、各体育館には地域住民が運営主体となる総合型地域スポーツクラブ^{※2}があり、会員数も増加しています。区は、さらなるスポーツ振興を図り、スポーツが盛んな、活気あふれるまちを実現するため「練馬区スポーツ振興基本計画」を策定しました。

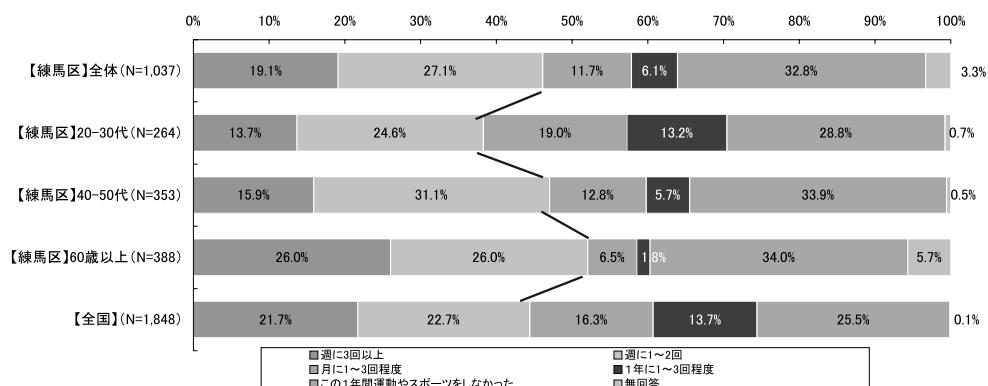
■課題

区民のより自主的なスポーツへの参加・参画、およびスポーツを通じた地域の活性化を図るために、中核となるスポーツ施設の整備、スポーツ活動をするための地域拠点の確保、多様な機会の創出による区民の自主的なスポーツ活動の推進、スポーツ関係団体との連携の強化などが求められています。

■国・都・他自治体の動向

国は、「スポーツ振興基本計画」を定め、子どもの体力の向上や地域におけるスポーツ環境の整備、国際競技力の向上などに取り組んでいます。都も「東京都スポーツ振興基本計画」を策定し「都市づくりとスポーツ」という観点からスポーツ振興に関する取組を進めています。また、各区においても国、都の計画に基づいた取組を行っています。

図1 区民のスポーツ実施率（区民がスポーツを実施している度合い）



出所：スポーツに関する区民意識意向調査（平成18年度）

*全国のデータは、「体力・スポーツに関する世論調査」（内閣府大臣官房政府広報室 平成18年度）より

(図1出典：練馬区スポーツ振興基本計画)

この施策で展開する主な事業

<スポーツ活動の支援と機会の提供>

○区、スポーツ関係団体、大学等の研究機関の協力・連携により、「する」だけでなく「みる」「ささえる」といった多様なスポーツの機会を創出し、区民の自主的なスポーツ活動を推進します。

<総合型地域スポーツクラブの育成・支援>

○区民が生涯にわたって継続的にスポーツを行い、世代を超えて交流できる場である、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。

<スポーツ施設の運営>

○指定管理者制度等、民間のノウハウを活用し、より利用しやすいスポーツ施設の運営を行います。

<スポーツ施設の整備>

○中核となるスポーツ施設として、総合体育館の改築および練馬総合運動場の改修を行います。

○公園内スポーツ施設の整備・充実を図ります。

実施計画45：区立スポーツ施設の整備

写真1 総合型地域スポーツクラブによる「少年サッカー教室」



写真2 指定管理者制度を導入した中村南スポーツ交流センターでの開館記念イベント「バレーボール大会」



(写真1,2出典：区スポーツ振興課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
週1回以上スポーツを行う成人の割合	46.2% (平成18年度調査実績)	60% (25年度)	上昇

(指標と目標値の設定理由)

スポーツの実施者比率から、その普及度、定着度を測定します。練馬区スポーツ振興基本計画に基づき、週1回以上スポーツを行う成人の割合を60%以上とすることをめざします。

この施策の主な担当組織	教育委員会事務局 生涯学習部 スポーツ振興課
-------------	------------------------

▶用語解説

- ※1 スポーツの概念：「練馬区スポーツ振興基本計画」では、勝敗や記録を競うスポーツに加えて、身近なところで身体を動かすことや気分転換のための軽い運動・体操、あるいは、自然と親しみ野外活動等もスポーツとし、スポーツの概念を幅広く捉えています。
- ※2 総合型地域スポーツクラブ：生涯にわたり地域でスポーツが楽しめるように、地域の人々が中心となり自ら運営していくスポーツクラブで、国の計画により、全国各市区町村において、少なくとも一つは育成するという目標が定められています。区には7つの総合型地域スポーツクラブ（略称S S C）があります。

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施策334

文化財を保存・活用・継承する

この施策の目標（めざす状態）

区内の歴史的な遺産や遺跡の調査・研究により、広く区民に文化財および埋蔵文化財の重要性が理解され、保護、保存、周知、活用されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区内で発見される埋蔵文化財は農地等の開発に伴い増加傾向にあります。また、文化財の指定・登録数も毎年増加しています。そして、区の指定・登録文化財の所有者や無形文化財等の伝統文化・芸能の保持者等に対して保護・保存・継承に係る奨励金を交付しています。

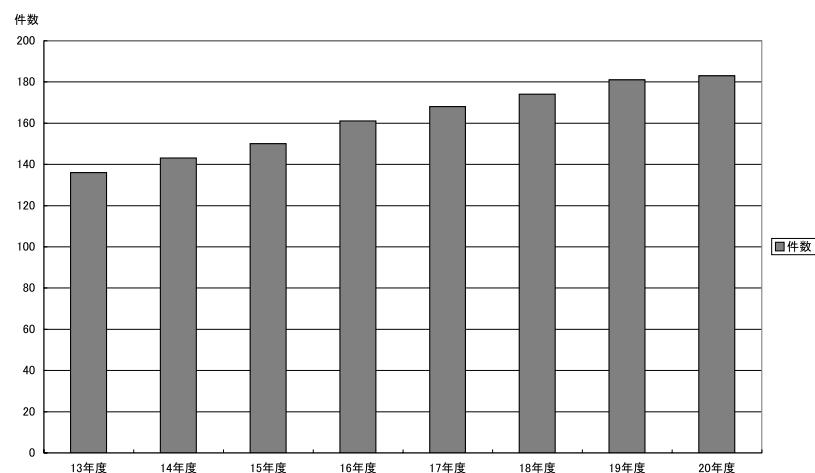
■課題

埋蔵文化財の増加に対し保管収蔵庫が不足しており、学校等の活用により、収蔵と見学等が可能な施設の設置が求められています。

■国・都・他自治体の動向

国は、東京大学構内の文化財保管等の施設の改築を進めており、都も都営住宅アパート跡を活用して埋蔵文化財を保管するとともに、埋蔵文化財センターを整備し、展示・公開等を行っています。世田谷区など他自治体においてもそれぞれ保管庫を整備し、文化財、埋蔵文化財の保存と活用を行っています。

図1 区指定・登録文化財の推移



(図1出典：区生涯学習課)

この施策で展開する主な事業

<文化財の保護・保存>

○民俗文化財や歴史的建造物、埋蔵文化財などの保護・保存を図ります。

<文化財の継承と活用>

○文化財を石神井公園ふるさと文化館事業で展示すること等により、文化財保護意識の普及、啓発を図り、文化財を次代に伝えるとともに、区民文化の創造および向上を図ります。

写真1 丸山東遺跡方形周溝墓出土品



写真2 下練馬の大山道道標（北町1丁目）



(写真1,2出典：区生涯学習課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
指定・登録文化財の件数	183件（累計）	220件（累計）	増加

（指標と目標値の設定理由）

区民の財産である、指定・登録文化財の増加をめざします。

この施策の主な担当組織	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習課
-------------	----------------------

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を活発にする

施策335

多様な文化・社会への理解を進める

この施策の目標（めざす状態）

地域社会において、人種・国籍・宗教・文化・習慣などの違いを認め合い、お互いに尊重しあう共生^{*1}が進展し、区民による国際交流が活発に行われている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

グローバル化^{*2}の進展により、地球規模での相互依存が進み、地域の紛争が世界全体に大きな影響を及ぼす一方で、国境を越えた地域や市民の交流・活動が平和に寄与しています。練馬区では総人口に占める外国人登録者数の割合が増加傾向にあり、出身国は100か国を超え、定住率の高い外国人も増加しています。こうした中、区では、諸外国や海外の都市との交流・協力・支援、在住外国人への支援、関連ボランティア・団体との協働・支援等を行っています。

■課題

言葉や習慣の違いを超えた相互理解・相互協力の必要性が高まっており、海外との交流や区内に住む外国人との相互理解と交流や協働を一層進める必要があります。

■国・都・他自治体の動向

平成19年末現在、わが国の外国人登録者数は約215万人であり、この10年間で1.5倍となっています。国は、こうしたグローバル化の進展等を勘案し外国人住民施策を全国的な課題ととらえて、平成18年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、区市町村および都道府県に計画的かつ総合的な共生推進策の実施を求めています。

都は「国際交流・協力TOKYO連絡会」等を通じて区市町村やNPOとも連携して、東京の国際化への対応策を進めています。

特別区や全国の市町村も、地域の特性に応じた施策を進めています。

写真1 平成20年度国際交流のつどいの様子



(写真1出典：区文化国際課)

この施策で展開する主な事業

<地域での多文化交流の推進>

○交流会や各種講座などにより、区民の国際理解を深め、地域社会での共生を進めます。

<区内在住外国人等の地域活動の推進>

○区内在住外国人等が主体的に地域で暮らすための支援、ボランティアや関係団体との協働や支援を実施し、地域社会での共生を進めます。

<海外都市との交流の推進>

○友好都市である北京市海淀区（かいでんく）^{*3}およびオーストラリア イプスウィッチ市^{*4}との多様な分野での交流の継続的な推進、新たな友好都市提携に向けた調査・検討、その他の海外都市との交流等により、住民相互の国際理解・国際協力を進めます。

図1 練馬区と国の外国人登録者数の推移

(練馬区：1月1日現在　国：前年末現在)

年度	練馬区		国	
	外国人登録者数(人)	総人口に占める割合 (%)	外国人登録者数(人)	総人口に占める割合 (%)
平成11年	10,080	1.55	1,512,116	1.20
平成12年	10,390	1.58	1,556,113	1.23
平成13年	10,765	1.63	1,686,444	1.33
平成14年	11,465	1.71	1,778,462	1.40
平成15年	12,027	1.78	1,851,758	1.45
平成16年	12,351	1.82	1,915,030	1.50
平成17年	12,114	1.77	1,973,747	1.55
平成18年	12,114	1.77	2,011,555	1.57
平成19年	12,361	1.79	2,084,919	1.63
平成20年	13,067	1.87	2,152,973	1.69

(図1 出典：区文化国際課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
交流会等参加者数	865人	920人	拡大

(指標と目標値の設定理由)

交流会や各種講座の参加者数から区民の国際理解度、地域社会での共生度を測定します。平成20年度の実績を踏まえ、毎年1%の増をめざします。

この施策の主な担当組織

総務部 文化国際課

▶用語解説

※1 共生：人種・国籍・宗教・文化・習慣などの違いを認めあい、お互いに尊重しあうこと。

※2 グローバル化：物事の規模が国家の枠組みを超えて地球全体に拡大すること。

※3 北京市海淀区：中華人民共和国の首都北京市の行政区画の一つで市の中心部の北西に位置しています。面積は430平方キロメートル、人口約300万人です。平成4年に「友好・協力交流に関する合意書」に調印しました。

※4 イプスウィッチ市：オーストラリア・クイーンズランド州にあり、州都ブリスベンの南西40キロメートルに位置しています。面積は1207平方キロメートル、人口約14万5千人です。平成6年に「友好都市提携に関する合意書」に調印しました。

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのある まちを創る

政策31 まちの地域力を高める

政策32 経済活動を活発にする

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を
活発にする

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を
整える

政策35 平和と人権を尊重する

政策34

安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

政策の概要

地域の防犯防火など区民の安全・安心を守る意識と行動力を高め、地域の防犯防火体制を強化するとともに、犯罪被害者等の支援を充実していきます。さらに、自然災害に対する区民の防災意識と行動力を高め、地域の防災体制を強化するとともに、災害時の避難拠点の運営や被災者の救出・救護体制の整備などにより被災者支援を充実します。

この政策で展開する施策と基本事務事業

政 策

34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

施 策

基本事務事業

341

犯罪等に対する態勢を強化する

区民の防犯防火等に対する意識の向上と活動の推進
区の防犯防火等体制強化と犯罪被害者等支援の推進

342

自然災害に対する態勢を強化する

区民の防災意識・行動力の向上
区の防災体制と被災者支援の強化

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

施策34.1

犯罪等に対する態勢を強化する

この施策の目標（めざす状態）

地域に住む区民自らが地域の安全を守るという認識をもち、区民・行政・関係機関の協働により、犯罪被害を最小限に抑制する態勢が強化され、区民が安心して暮らすことができる状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

区内の犯罪発生件数は減少していますが、高齢者や子どもが被害者となる犯罪は増加しており、凶悪で残虐な事件も発生しています。また、火災から区民の命と財産を守る必要があります。

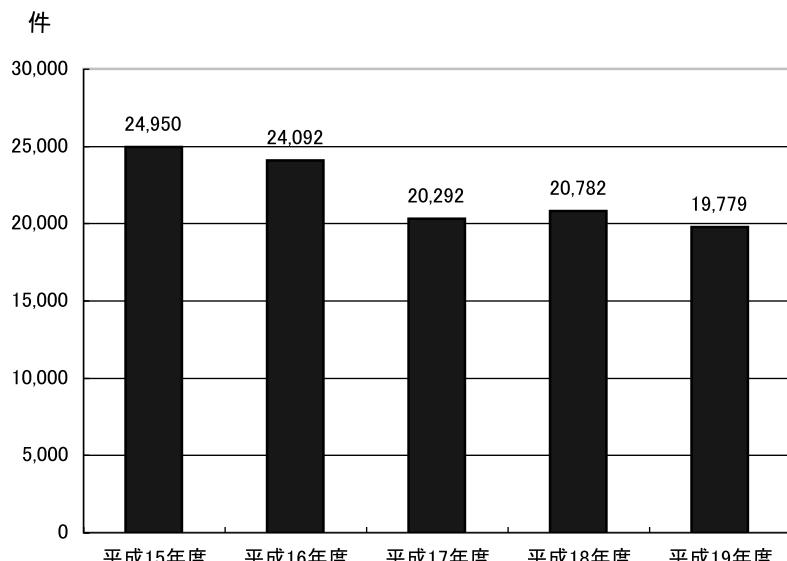
■課題

犯罪抑止・火災防止のため、警察や消防などの公助だけでなく、自助・共助による防犯・防火のための態勢強化が必要です。そのため、地域で活動する区民への意識啓発を図るとともに、区民の各種の自主的な取組への支援が求められています。

■国・都・他自治体の動向

都と練馬区では、防犯カメラなどの防犯設備を設置する費用の一部を助成しています。また、都および他自治体においても、防犯や防火のための講習会など、犯罪の抑止・防止に係る各種事業を開催しています。

図1 犯罪発生件数の推移



※件数は凶悪犯、窃盗犯、風俗犯、知能犯、粗暴犯の合計数による。

(図1出典：警視庁総務部文書課「警視庁の統計」)

▶用語解説

※ メールけいしちょう：各地域で発生した犯罪発生情報や犯罪を防ぐために必要な防犯情報等をメールで受信できる、警視庁によるサービス。

この施策で展開する主な事業

<区民の防犯防火等に対する意識の向上と活動の推進>

- 区報・区ホームページやねりま安全・安心メールの活用、メールけいしちょう※の普及など防犯防火に係る情報、保護者へ不審者情報の提供を継続していくとともに、危機管理フェアの開催、啓発用冊子等の配布などにより、意識啓発と向上を図っていきます。
- 地域の団体が実施するパトロール活動への車両や資材の提供等による支援や、防犯設備整備への助成等、地域団体の防犯・防火活動の支援や組織体制の強化を推進します。

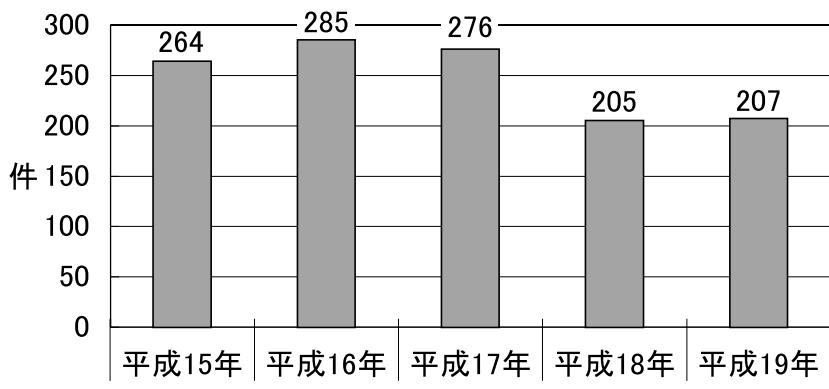
<区の防犯防火等体制強化と犯罪被害者等支援の推進>

- 地域の住民組織による防犯活動の取組が困難な部分について、安全・安心パトロールカーの効率的な運用や区関係部署、区内各警察署・消防署との連携を図りながら防犯防火事業を実施します。

実施計画 46：地域防犯防火連携組織の確立

- 犯罪被害者等に関する問題を人権問題としてとらえ、二次的被害防止の取組を中心に、関係機関等と連携しながら犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っていきます。

図2 火災発生件数の推移



(図2出典：区安全・安心担当課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
「防犯・防火・防災」に関する区民の満足度	54.1 %	60%	上昇

（指標と目標値の設定理由）

犯罪の抑止・防止に係る取組結果を測定します。平成20年度区民意識意向調査の区民満足度の実績数値54.1%を基準に、それ以上の水準をめざします。

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

施策342

自然災害に対する態勢を強化する

この施策の目標（めざす状態）

区民の防災意識が高まり、区民防災組織が自主的に活動を行い、地域の中で共助の仕組みができるとともに、区と区民防災組織、防災関係機関相互の緊密な連携が図られ、被害を最小限に食い止められる態勢が確立されている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

南関東地域直下におけるマグニチュード7程度の地震は、今後30年以内に70%の確率で発生すると指摘されています。こうした中、区民の防災に対する関心も高まっています。

また、災害時に支援を必要とする高齢者や障害者などの要援護者対策が急務となっています。

■課題

大規模災害への懸念の高まりに対し、防災に関する区民への普及啓発と建物の耐震化や家具転倒防止などの取組を推進するとともに、区民防災組織の支援、初期消火や被災者・要援護者の救出救護訓練等を通じた、地域防災力の一層の向上を担う人材育成が求められています。

また、災害時の要援護者を地域で見守る仕組みをつくるために区民防災組織の活動を支援していくことが求められています。

■国・都・他自治体の動向

横須賀市における小学生への防災学習や四日市市における自主防災リーダー養成など、他自治体においても防災意識向上に向けた防災教育を実施しています。

表1 練馬区に関する地震被害想定（抜粋）

被害の種類	東京湾北部地震 (M 6.9)		東京湾北部地震 (M 7.3)	
建築物全壊棟数	270	棟	1,582	棟
建築物半壊棟数	5,338	棟	14,026	棟
ライフラインの被害				
上水道（断水率）	15.5	%	28.4	%
下水道（管きょ被害率）	17.1	%	18.1	%
都市ガス（供給停止率）	0.0	%	0.0	%
電力（停電率）	6.0	%	11.1	%
電話（不通率）	5.8	%	9.3	%
出火件数	21	件	33	件
焼失面積	2.9	km ²	4.98	km ²
死者	33	人	98	人
負傷者	1,830	人	4,320	人
帰宅困難者	39,821	人	39,821	人
エレベーター閉じ込め台数	149	台	199	台
避難所生活者（1日後）	68,531	人	97,847	人
避難所生活者（1か月後）	35,632	人	67,554	人

（表1出典：東京都防災会議
(平成18年5月)）

（冬の夕方18時 風速6mでの想定）

この施策で展開する主な事業

<区民の防災意識・行動力の向上>

- 防災に関する見学、体験、講座の受講が可能な場を設置し、区民の防災意識や行動力の向上を図るとともに、防災活動に関わる区民や区民防災組織等の活動・訓練の場、交流の場とします。

【実施計画47】(仮称) ねりま防災カレッジの設立

<区の防災体制と被災者支援の強化>

- 災害時の避難拠点の運営や被災者の救出・救護体制の整備、充実を図るとともに、区民が円滑に備蓄物資を活用できる環境を確保します。
- 要援護者名簿への登録制度を活用し、平常時から地域の区民防災組織等により要援護者を地域全体で支えていくための普及啓発活動や協力体制の整備を行います。

写真1 防災訓練風景



(写真1出典：区防災計画担当課)

表2 区防災訓練参加者数

項目 (単位:人)	18年度	19年度	20年度
	(単位:人)	(単位:人)	(単位:人)
水防訓練	765	947	713
震災総合訓練	4,259	139	2,048
避難拠点・防災会・市民消火隊等の訓練・会議等	51,484	45,507	48,332
防災啓発活動（講演会等）	532	786	305

※19年度の震災総合訓練は図上訓練を実施したため、避難拠点の立ち上げ訓練は実施しなかった。

(表2出典：区防災計画担当課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
防災リーダーの育成講習修了者	81人	400人	拡大

(指標と目標値の設定理由)

災害発生時に、率先して行動し、組織を指導・誘導するとともに、正しい防災知識を身につけ、地域住民への普及啓発や訓練指導をするリーダーの育成状況を測定します。各区民防災組織の防災リーダーの育成をめざします。

この施策の主な担当組織

危機管理室 防災計画担当課

3 区民生活と産業分野

にぎわいとやすらぎのある まちを創る

政策31 まちの地域力を高める

政策32 経済活動を活発にする

政策33 文化芸術・生涯学習、スポーツ活動を
活発にする

政策34 安全で安心な区民生活を支える態勢を
整える

政策35 平和と人権を尊重する

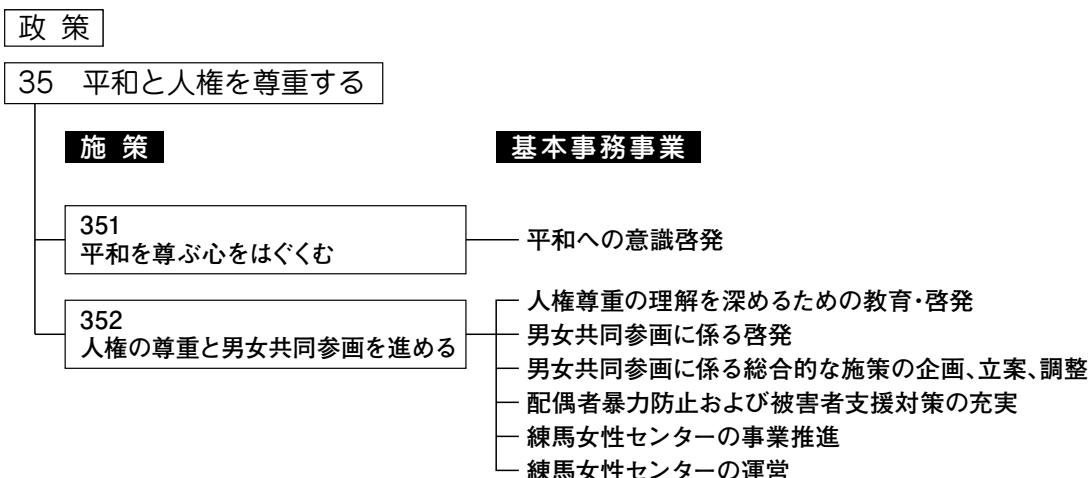
政策35

平和と人権を尊重する

政策の概要

平和を尊ぶ心をはぐくむとともに、一人ひとりの個性を認め、人権を尊重する意識を高めます。さらに、男女共同参画社会の実現に向けて、区民意識の向上への取組を促進するとともに、配偶者による暴力防止と被害者支援対策の充実を図ります。

この政策で展開する施策と基本事務事業



政策35 平和と人権を尊重する

施策351

平和を尊ぶ心をはぐくむ

この施策の目標（めざす状態）

より多くの区民が平和の尊さに思いを寄せ、恒久的な平和の実現を祈念する機会を提供できている状態

この施策をめぐる現状と課題

■現状

世界の恒久平和の実現は、時代や国を越えた人類共通の願いであり、平和への願いを次の世代にまで伝えていかなければなりません。

私たち一人ひとりが平和を希求する心をはぐくんでいくことが求められています。

練馬区は平和の尊さを伝える機会として「平和祈念コンサート」を実施していますが、会場の収容人員の制約により参加できる方は限られています。

そのため、「平和祈念パネル展」を複数日実施することで、より多くの方々に平和の尊さを伝える機会を設けています。

■課題

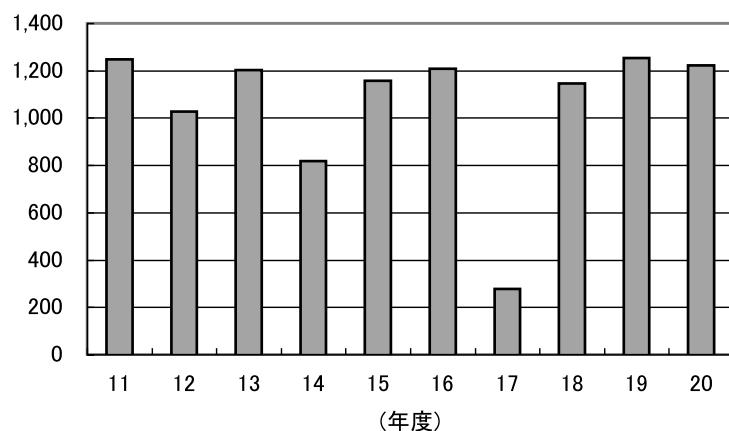
「平和祈念コンサート」や「平和祈念パネル展」実施時の参加者アンケート等を通じて、区民の平和に対する考え方や意見・要望を把握するとともに、区政全般の中で平和の施策のあり方について検討し、より効果的な施策の展開を図る必要があります。

■国・都・他自治体の動向

都では、毎年3月10日を「東京都平和の日」*と定めて記念行事を実施しており、他自治体においても同様にさまざまな事業を実施しています。

図1 平和祈念コンサート入場者数

(人)



*毎年度、練馬文化センターで開催。(平成17年度のみ練馬公民館で開催。)

(図1出典：区総務課)

この施策で展開する主な事業

<平和への意識啓発>

○多くの方に平和の尊さを考える機会を提供するため、平和推進事業を継続して行っています。

写真1 光が丘にある平和祈念碑



写真2 区役所本庁舎前に立つ平和祈念碑



(写真1,2出典：区総務課)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
平和祈念コンサート参加人数	1,222人	1,486人	拡大

（指標と目標値の設定理由）

平和の実現を祈念する機会を提供できた人数を測定します。会場の収容人員数100%をめざします。

この施策の主な担当組織

総務部 総務課

▶用語解説

※ 東京都平和の日：昭和20年（1945年）3月10日未明の大空襲により、東京では一夜にして多くの尊い命が失われ、いたるところ焼け野原と化しました。都は、平成2年、平和国家日本の首都として、戦争の惨禍を再び繰り返さないことを誓い、「東京都平和の日条例」を制定しました。条例の第1条では3月10日を「東京都平和の日」と定め、第2条で平和の意義を確認し、平和意識の高揚を図るために、記念行事を実施することをうたっています。

政策35 平和と人権を尊重する

施策352

人権の尊重と男女共同参画を進める

この施策の目標（めざす状態）

区民が人権に関する深い理解と認識をもち、すべての区民が性別や立場により差別されることなく尊重され、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、その成果と責任を分かち合うことができる状態。

この施策をめぐる現状と課題

■現状

現在でも性別による差別、児童虐待、高齢者、障害者、同和問題など、さまざまな人権問題があります。さらに社会状況の変化に伴い、路上生活者、インターネット上の人権侵害、犯罪被害者等の問題など多様化した新しい問題も生じています。

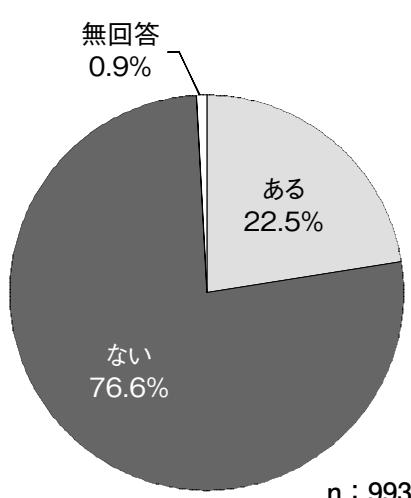
■課題

区のすべての施策は、人権尊重の理念および男女共同参画計画の基本理念に基づき、共通する視点に立って展開する必要があります。そのため、各施策と連携した効果的な人権啓発・教育の取組を行うとともに男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の推進が求められています。

■国・都・他自治体の動向

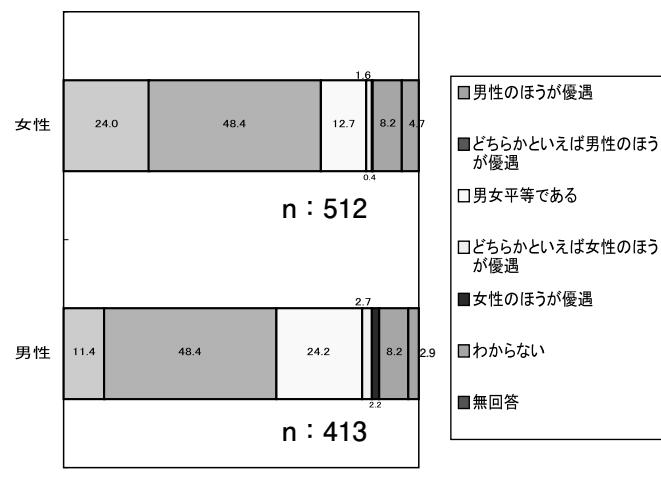
国では、「人権教育・啓発に関する基本計画」および「男女共同参画基本計画（第2次）」に基づき、また都では、「東京都人権施策推進指針」および「男女平等参画のための東京都行動計画」に基づき、それぞれ総合的な施策を推進しています。

図1 自分や家族への人権侵害の経験の有無



(図1出典:平成20年度区民意識意向調査)

図2 社会全体の男女平等実現感



(図2出典:平成16年度区民意識意向調査)

この施策で展開する主な事業

<人権尊重の理解を深めるための教育・啓発>

- だれもが地域で尊重され暮らすことができるよう、人権尊重意識を高めるための取組を区政全般にわたり推進します。
- 区民の人権意識を高めるために、人権教育・人権啓発事業を関連部署と連携しつつ効果的に進めるほか、区職員に対しては人権研修を実施します。

<男女共同参画に係る啓発>

- 男女共同参画社会の実現に向け、その必要性や現在の問題点、その解決方法について、啓発紙等の発行や講演会等の実施により、広く区民に啓発と情報の提供を行います。

<男女共同参画に係る総合的な施策の企画・立案・調整>

- 男女共同参画社会の実現に向けて総合的な施策の企画・立案および調整を行います。

<配偶者暴力防止および被害者支援対策の充実>

- 配偶者暴力防止および被害者支援基本計画（平成21年3月策定）に基づき、配偶者暴力のない社会の実現に向け施策を推進します。

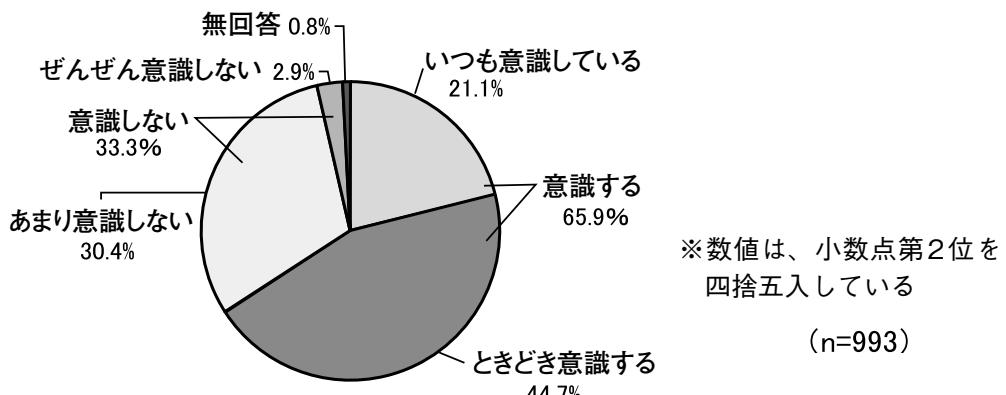
<練馬女性センターの事業推進>

- 女性問題・生活および文化の学習機会や女性（団体）相互の交流機会を提供し、女性の社会活動の促進と女性の地位向上、男女共同参画の実現をめざします。

<練馬女性センターの運営>

- 施設管理と窓口受付業務を引き続き指定管理者に委託し、利用者評価等を踏まえ効果的・効率的な施設管理運営を行うとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

図3 日常の人権意識について



(図3出典：平成20年度区民意識意向調査)

施策の成果をはかる指標（モノサシ）と目標値

指標	20年度の状況	26年度目標	方向
区民の人権に対する意識の高さ	65.9%	70%（25年度）	上昇

（指標と目標値の設定理由）

区民意識意向調査において「あなたは、日ごろ、他人の立場を尊重する、人権問題に関心をもつなど、人権を意識しながら生活しているか」という設問で区民の人権に対する意識を測定しています。平成15年度（45.3%）、平成20年度（65.9%）から、平成25年度には70%以上をめざします。